

府 共 第 5 4 6 号  
平成27年7月17日

各 都 道 府 県 知 事 殿  
各 政 令 指 定 都 市 市 長 殿

内閣府男女共同参画局長  
武川 恵子（公印省略）

防災・復興における男女共同参画の推進について（依頼）

平素より、男女共同参画社会づくりに向けた施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

本年3月、第3回国連防災世界会議が仙台市において開催され、女性の参画やリーダーシップの重要性等が盛り込まれた「仙台防災枠組2015－2030」が採択されたところです。

防災・復興における男女共同参画の推進については、平成26年5月30日付け府共第373号内閣府男女共同参画局長通知により、

- ① 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大の一層の推進（都道府県防災会議の女性委員の割合は少なくとも30%、女性のいない市区町村防災会議の数はゼロ、女性のいない消防団の数はゼロを目指す）
- ② 東日本大震災からの復興に係る各種事業において、男女共同参画の視点が明らかになるよう、女性が活躍している事例等の積極的な情報発信及び復興に係る政策・方針決定過程への女性の参画拡大の一層の推進など、積極的な取組の推進をお願いしているところですが、その重要性に鑑み、引き続き、取組の推進をお願いいたします。

都道府県におかれましては、管内市区町村に対して、本件について周知いただきますよう、あわせてお願いいたします。

別紙1 仙台防災枠組2015－2030（関連部分抜粋）

別紙2 都道府県防災会議の委員の状況

（災害対策基本法第15条第5項の規定別）

別紙3 市区町村防災会議の委員に占める女性の割合

別紙4 平成26年5月30日付け府共第373号内閣府男女共同参画局長通知

## 仙台防災枠組 2015-2030(仮訳) (関連部分 抜粋)

### I. 前文

(略)

4.しかしながら、この同じ10年間の期間に、災害は引き続き甚大な損害をもたらし、その結果、人々、コミュニティ、国家の福祉と安全が総体として影響を受けてきた。災害の発生によって、70万人以上が死亡し、140万人以上が負傷し、約2,300万人が住む家を失った。全体としては、15億人以上の人々がさまざまな形で災害の影響を受けたことになる。女性、子供、脆弱な状況にある人々はより多くの影響を被っている。

(略)

7.災害リスクに対して、より広範で、より人間を中心にした予防的アプローチがなければならない。災害リスク削減の取組は、効率的かつ効果的であるために、マルチハザード対応、分野横断的、包摂的かつアクセス可能なものである必要がある。その指導・規制・調整面での役割を認識する一方、政府は、女性、子供と青年、障害者、貧困者、移民、先住民、ボランティア、実務担当者、高齢者等、関連するステークホルダーを、政策・計画・基準の企画立案及び実施に関与させるべきである。公共及び民間セクター、市民社会団体、並びに学術及び科学研究機関は、より緊密に連携し、協働の機会を創出する必要がある。また企業は災害リスクをその経営実務に組み込むことが必要とされている。

(略)

### II. 期待される成果とゴール

(略)

### III. 指導原則

19.「より安全な世界に向けての横浜戦略：防災のためのガイドライン—自然災害の予防、備え、軽減と行動計画」及び「兵庫行動枠組」に示されている原則を踏まえ、本枠組の実施は、各国の状況を考慮しつつ、また国内法並びに国際的義務及びコミットメントに従って、以下の原則に導かれるものとする：

(略)

(d) 災害リスク削減には、全社会型の参画と協力関係が必要である。また、災害により著しく影響を受けた人々、とりわけ最貧困層に対して特段の注意を払いながら、包摂的、参加可能で、差別のない参画と能力強化が必要である。性別、年齢、障害の有無、文化的側面が、すべての政策と実践において取り入れられるべきであり、また女性と若者のリーダーシップが促進されるべきである。そのため、市民による組織的な自発的取組の向上に対し、特段の配慮が必要となる。

(略)

(g) 災害リスク削減には、マルチハザードアプローチと、性別／年齢／障害等により分類されたデータのオープンな交換と普及や、伝統的知識により補完され、アクセスしやすく、最新の、包括的で、科学に基づいた、機密性のないリスク情報に基づいた、包摂的な意思決定が必要である。

(略)

### IV. 優先行動

(略)

#### 優先行動3：強靱性のための災害リスク削減のための投資

(略)

#### 国家レベル及び地方レベル

30. この達成のために重要な行動は以下のとおりである：

(略)

(j) 貧困撲滅に向けて、被災後段階における持続的な解決策の探求と、災害により著しい影響を受けた人々の能力強化と支援のため、コミュニティの関与などを含め、生計向上計画と統合された社会的安全策(セーフティネット)・メカニズム及び包摂的な政策の設計と実施を強化し、また、母子、新生児、子供、セクシャルヘルス及びリプロダクティブヘルスを含む保健、食料安全保障、栄養、住宅、教育に関する基礎的サービスへのアクセスを改善する;

(略)

**優先行動4: 効果的な応急対応のための災害への備えの強化と、復旧・再建・復興におけるより良い復興(Build Back Better)**

32. 災害リスクに晒されている人と資産を含む災害リスクが増大し続けていることは、過去の災害の教訓と併せ、応急対応への備えを一層強化し、災害を予期した行動を行い、対応準備に災害リスク削減を統合し、そしてすべてのレベルにおいて効果的に対応・復旧するための能力を確保することが必要であると示している。女性や障害者に力を与え、男女平等やユニバーサルアクセスを可能とする対応・復興再建・復旧アプローチを公的に牽引し、促進することが鍵となる。これまでの災害に鑑みると、災害の復旧・再建・復興段階については、その備えを発災前に準備しておく必要があり、さらに、国やコミュニティを災害に対して強靱なものとしつつ、災害リスク削減を開発施策に取り込むことなどを通じ、より良い復興(Build Back Better)を行う重要な機会となる。

#### 国家レベル及び地方レベル

33. この達成のために以下が重要である:

(略)

(b) 人を中心とした、マルチハザード・マルチセクター対応の予測・早期警報システム、災害リスク・緊急時通信メカニズム、ソーシャルメディア技術、及びハザード・モニタリング通信システムの、投資、開発、維持管理及び強化を行う。これらのシステムを参加型手法により開発する。社会的・文化的要件、とりわけジェンダーに関するものを含め、利用者のニーズに合わせてそれらを調整する。シンプルで廉価な早期警報機器・設備の適用を促進し、自然災害の早期警報情報の発信経路を拡大する;

(略)

#### V. ステークホルダーの役割

(略)

36. 各国は、ステークホルダーの具体的役割及び責任を決定する際に、また同時に、関連する既存の国際的な仕組みを活用する際に、全ての官民のステークホルダーに対して以下の行動を奨励する:

(a) 市民社会、個人ボランティア、ボランティア団体とコミュニティ団体は、  
- 公的機関と連携し、特に災害リスク削減のための規範的枠組み、基準、計画の立案と実施において、具体的知識と実用的助言の提供を行うために参加する  
- 地方、国、地域及びグローバルのレベルの計画や戦略の実施に従事する  
- 災害リスクについての意識啓発、予防文化及び教育に対して貢献及び支援する  
- 各グループ間の相互連携を強化するような強靱性のあるコミュニティ及び包摂的で全社会型の災害リスク管理を、適当な場合、提唱する。

この点について、以下の点に留意する:

(i) 女性とその参画は、効果的な災害リスク管理と、ジェンダーの視点に立った災害リスク削減政策、計画、事業の立案、資金調達、実施において重要である;また、災害への備えについての女性の権利拡大と、被災後の代替生活手段に関しての能力構築のためには、十分な能力開発の取組が必要である;

(以下 略)

※ 本仮訳は外務省によるものです。全文については、外務省HPを御覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000081166.pdf>

都道府県防災会議の委員の状況（災害対策基本法第15条第5項の規定別）（平成26年） 別紙2

都道府県名	1号委員		2号委員		3号委員		4号委員		5号委員		6号委員		7号委員		8号委員		会長		1～8号委員 総数			総数(会長含む)		
	委員数 (人)	うち女 性 (人)	委員数 (人)	うち女 性 (人)	委員数 (人)	うち女 性 (人)	委員数 (人)	うち女 性 (人)	委員数 (人)	うち女 性 (人)	委員数 (人)	うち女 性 (人)	委員数 (人)	うち女 性 (人)	委員数 (人)	うち女 性 (人)	首長 (人)	うち女 性 (人)	委員 総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)	委員 総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
北海道	15	0	1	0	1	0	1	0	2	0	6	0	36	2	2	1	1	1	64	3	4.7	65	4	6.2
青森県	14	0	1	0	1	0	1	0	14	4	4	0	15	0	7	6	1	0	57	10	17.5	58	10	17.2
岩手県	15	0	1	0	1	0	1	1	14	0	4	0	24	0	6	5	1	0	66	6	9.1	67	6	9.0
宮城県	16	0	1	0	1	0	1	0	11	1	4	1	14	0	4	3	1	0	52	5	9.6	53	5	9.4
秋田県	14	0	1	0	1	0	1	0	12	0	4	0	20	2	4	3	1	0	57	5	8.8	58	5	8.6
山形県	15	0	1	0	1	0	1	0	13	1	4	0	15	0	8	5	1	1	58	6	10.3	59	7	11.9
福島県	14	0	1	0	1	0	1	0	10	3	4	0	17	1	2	2	1	0	50	6	12.0	51	6	11.8
茨城県	14	0	1	0	1	0	1	0	5	1	3	0	20	1	4	3	1	0	49	5	10.2	50	5	10.0
栃木県	13	0	1	0	1	0	1	0	9	0	4	0	19	1	3	3	1	0	51	4	7.8	52	4	7.7
群馬県	13	0	1	0	1	0	1	0	3	0	4	0	20	1	4	3	1	0	47	4	8.5	48	4	8.3
埼玉県	13	0	1	0	1	0	1	0	18	0	3	0	25	1	6	3	1	0	68	4	5.9	69	4	5.8
千葉県	14	0	1	0	1	0	1	0	14	0	4	0	17	2	0	0	1	0	52	2	3.8	53	2	3.8
東京都	13	0	1	0	1	0	1	0	23	0	5	0	19	0	2	2	1	0	65	2	3.1	66	2	3.0
神奈川県	15	0	1	0	1	0	1	0	7	2	4	0	16	1	8	5	1	0	53	8	15.1	54	8	14.8
新潟県	16	0	1	0	1	0	1	0	16	9	4	0	20	3	10	5	1	0	69	17	24.6	70	17	24.3
富山県	14	0	1	0	1	0	1	0	5	2	4	0	28	2	9	5	1	0	63	9	14.3	64	9	14.1
石川県	14	0	1	0	1	0	1	0	13	2	4	0	24	1	6	3	1	0	64	6	9.4	65	6	9.2
福井県	15	0	1	0	1	0	1	0	10	0	4	0	21	0	2	2	1	0	55	2	3.6	56	2	3.6
山梨県	15	0	1	0	1	0	1	0	12	0	4	0	21	0	5	3	1	0	60	3	5.0	61	3	4.9
長野県	14	0	1	0	1	0	1	0	2	0	4	0	32	2	5	3	1	0	60	5	8.3	61	5	8.2
岐阜県	12	0	1	0	1	1	1	0	2	0	3	0	29	1	10	5	1	0	59	7	11.9	60	7	11.7
静岡県	16	0	1	0	1	0	1	0	2	0	5	0	22	1	6	3	1	0	54	4	7.4	55	4	7.3
愛知県	16	1	1	0	1	0	1	0	3	0	5	0	39	1	7	1	1	0	73	3	4.1	74	3	4.1
三重県	16	1	1	0	1	0	1	0	5	0	4	0	19	2	5	3	1	0	52	6	11.5	53	6	11.3
滋賀県	15	0	1	0	1	0	1	0	14	3	4	0	20	3	3	2	1	1	59	8	13.6	60	9	15.0
京都府	15	0	1	0	1	0	1	0	13	4	8	2	22	1	5	4	1	0	66	11	16.7	67	11	16.4
大阪府	15	0	1	0	1	0	1	0	3	0	6	0	25	2	2	0	1	0	54	2	3.7	55	2	3.6
兵庫県	17	0	1	0	1	0	1	0	4	2	4	0	20	1	6	3	1	0	54	6	11.1	55	6	10.9
奈良県	15	2	1	0	1	0	1	0	5	1	4	0	23	1	9	6	1	0	59	10	16.9	60	10	16.7
和歌山県	14	0	1	0	1	0	1	0	11	0	4	0	17	1	1	1	1	0	50	2	4.0	51	2	3.9
鳥取県	16	0	1	0	1	0	1	0	4	3	4	0	20	8	19	16	1	0	66	27	40.9	67	27	40.3
島根県	17	0	1	0	1	0	1	0	10	6	5	0	24	2	11	10	1	0	70	18	25.7	71	18	25.4
岡山県	16	0	1	0	1	0	1	0	5	1	3	0	21	2	6	4	1	0	54	7	13.0	55	7	12.7
広島県	16	0	1	0	1	0	1	0	13	0	4	0	18	0	3	1	1	0	57	1	1.8	58	1	1.7
山口県	21	0	1	0	1	0	1	0	3	0	4	0	18	1	6	5	1	0	55	6	10.9	56	6	10.7
徳島県	15	2	1	0	1	0	1	0	7	4	4	0	23	6	16	16	1	0	68	28	41.2	69	28	40.6
香川県	16	1	1	0	1	0	1	0	7	2	4	0	20	1	4	2	1	0	54	6	11.1	55	6	10.9
愛媛県	16	1	1	0	1	0	1	0	9	0	3	0	22	1	4	3	1	0	57	5	8.8	58	5	8.6
高知県	15	1	1	0	1	0	1	0	4	2	3	0	28	1	3	3	1	0	56	7	12.5	57	7	12.3
福岡県	14	0	1	0	1	0	1	0	12	2	4	0	20	2	5	2	1	0	58	6	10.3	59	6	10.2
佐賀県	14	1	1	0	1	0	1	0	5	4	4	0	26	4	15	11	1	0	67	20	29.9	68	20	29.4
長崎県	15	0	1	0	1	0	1	0	7	2	5	0	26	2	9	4	1	0	65	8	12.3	66	8	12.1
熊本県	16	0	1	0	1	0	1	0	3	0	4	0	24	1	3	1	1	0	53	2	3.8	54	2	3.7
大分県	14	0	1	0	1	0	1	0	4	0	4	0	19	4	4	1	1	0	48	5	10.4	49	5	10.2
宮崎県	15	0	1	0	1	0	1	0	2	0	4	0	22	1	6	4	1	0	52	5	9.6	53	5	9.4
鹿児島県	14	1	1	0	1	0	1	0	14	0	4	0	20	1	4	3	1	0	59	5	8.5	60	5	8.3
沖縄県	12	0	1	0	1	0	1	0	15	0	4	0	15	2	5	5	1	0	54	7	13.0	55	7	12.7
計	699	11	47	0	47	1	47	1	399	61	195	3	1,025	73	274	184	47	3	2,733	334	12.2	2,780	337	12.1

(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」(平成26年度)より作成。  
2. 原則として平成26年4月1日現在。

市区町村防災会議の委員に占める女性の割合（平成26年） 別紙3

	市区町村 防災会議 数	0(いない)	1～5% 未満	5～10% 未満	10～20% 未満	20～30% 未満	30～40% 未満	40% 以上	平均 (%)
市区	793	89	154	255	244	42	6	3	8.9
	(%)	11.2	19.4	32.2	30.8	5.3	0.8	0.4	
うち政令指定都市	20	0	1	10	7	0	1	1	12.1
	(%)	0.0	5.0	50.0	35.0	0.0	5.0	5.0	
うち政令指定都市 以外	773	89	153	245	237	42	5	2	8.7
	(%)	11.5	19.8	31.7	30.7	5.4	0.6	0.3	
町村	820	426	119	149	112	12	2	0	4.3
	(%)	52.0	14.5	18.2	13.7	1.5	0.2	0.0	
合計	1,613	515	273	404	356	54	8	3	7.1
	(%)	31.9	16.9	25.0	22.1	3.3	0.5	0.2	

(参考:都道府県別の状況)

都道府県名	市区町村 防災 会議数	市区町村防災会議の委員		市区町村防災会議の委員に占める女性の割合(%)							
		総委員数 (人)	うち女性 委員数 (人)	女性割合 (%)	0(いない)	1%～5% 未満	5%～10% 未満	10%～ 20%未満	20%～ 30%未満	30%～ 40%未満	40%以上
北海道	170	3,739	112	3.0	65.3	14.1	12.4	7.6	0.6	0.0	0.0
青森県	37	705	28	4.0	48.6	10.8	27.0	13.5	0.0	0.0	0.0
岩手県	31	1,030	48	4.7	35.5	25.8	29.0	9.7	0.0	0.0	0.0
宮城県	35	1,042	59	5.7	37.1	25.7	14.3	22.9	0.0	0.0	0.0
秋田県	24	674	46	6.8	58.3	12.5	8.3	12.5	0.0	0.0	0.0
山形県	31	938	54	5.8	29.0	12.9	45.2	9.7	3.2	0.0	0.0
福島県	40	945	44	4.7	55.0	15.0	15.0	7.5	7.5	0.0	0.0
茨城県	41	1,267	81	6.4	12.2	39.0	26.8	19.5	2.4	0.0	0.0
栃木県	25	708	45	6.4	28.0	28.0	20.0	24.0	0.0	0.0	0.0
群馬県	22	751	44	5.9	31.8	22.7	27.3	18.2	0.0	0.0	0.0
埼玉県	63	2,140	165	7.7	12.7	19.0	41.3	27.0	0.0	0.0	0.0
千葉県	48	1,477	134	9.1	20.8	12.5	27.1	37.5	0.0	0.0	2.1
東京都	53	2,059	229	11.1	5.7	7.5	32.1	43.4	11.3	0.0	0.0
神奈川県	32	1,006	80	8.0	18.8	21.9	25.0	31.3	3.1	0.0	0.0
新潟県	30	839	47	5.6	36.7	23.3	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0
富山県	15	522	23	4.4	33.3	20.0	46.7	0.0	0.0	0.0	0.0
石川県	19	423	27	6.4	31.6	10.5	26.3	31.6	0.0	0.0	0.0
福井県	16	484	37	7.6	12.5	31.3	25.0	25.0	6.3	0.0	0.0
山梨県	21	485	37	7.6	23.8	19.0	19.0	38.1	0.0	0.0	0.0
長野県	77	1,866	141	7.6	39.0	11.7	20.8	23.4	5.2	0.0	0.0
岐阜県	42	983	56	5.7	35.7	14.3	26.2	23.8	0.0	0.0	0.0
静岡県	34	957	65	6.8	23.5	23.5	29.4	17.6	5.9	0.0	0.0
愛知県	54	1,469	132	9.0	16.7	14.8	29.6	35.2	1.9	1.9	0.0
三重県	25	756	51	6.7	20.0	28.0	20.0	32.0	0.0	0.0	0.0
滋賀県	19	534	59	11.0	10.5	5.3	21.1	47.4	10.5	5.3	0.0
京都府	26	751	59	7.9	19.2	11.5	50.0	15.4	3.8	0.0	0.0
大阪府	40	1,382	133	9.6	15.0	12.5	25.0	45.0	2.5	0.0	0.0
兵庫県	41	1,286	99	7.7	14.6	29.3	22.0	29.3	2.4	2.4	0.0
奈良県	36	824	56	6.8	44.4	11.1	19.4	16.7	8.3	0.0	0.0
和歌山県	27	596	43	7.2	44.4	18.5	11.1	18.5	7.4	0.0	0.0
鳥取県	16	326	44	13.5	25.0	0.0	18.8	43.8	12.5	0.0	0.0
島根県	19	575	34	5.9	26.3	26.3	36.8	10.5	0.0	0.0	0.0
岡山県	25	546	92	16.8	20.0	0.0	20.0	36.0	12.0	4.0	8.0
広島県	23	773	50	6.5	26.1	21.7	30.4	21.7	0.0	0.0	0.0
山口県	19	574	55	9.6	31.6	10.5	26.3	21.1	5.3	5.3	0.0
徳島県	24	542	26	4.8	37.5	20.8	20.8	20.8	0.0	0.0	0.0
香川県	16	387	28	7.2	25.0	25.0	25.0	18.8	6.3	0.0	0.0
愛媛県	19	463	17	3.7	42.1	31.6	15.8	10.5	0.0	0.0	0.0
高知県	32	677	58	8.6	28.1	3.1	28.1	37.5	3.1	0.0	0.0
福岡県	55	1,346	172	12.8	23.6	7.3	18.2	30.9	14.5	5.5	0.0
佐賀県	19	424	37	8.7	21.1	15.8	36.8	21.1	5.3	0.0	0.0
長崎県	21	662	33	5.0	28.6	23.8	28.6	19.0	0.0	0.0	0.0
熊本県	45	1,614	95	5.9	13.3	28.9	51.1	4.4	2.2	0.0	0.0
大分県	18	538	34	6.3	27.8	11.1	33.3	27.8	0.0	0.0	0.0
宮崎県	23	670	33	4.9	39.1	21.7	26.1	13.0	0.0	0.0	0.0
鹿児島県	35	895	40	4.5	48.6	17.1	20.0	14.3	0.0	0.0	0.0
沖縄県	30	658	43	6.5	40.0	10.0	26.7	16.7	6.7	0.0	0.0
計	1,613	44,308	3,125	7.1	31.9	16.9	25.0	22.1	3.3	0.5	0.2

- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」(平成26年度)より作成。  
 2. 原則として平成26年4月1日現在。  
 3. 全国の市区町村1,741団体を対象に調査を実施し、無回答及び総委員数をゼロと回答した128団体を除く1,613団体により集計。  
 4. 「政令指定都市以外の市区」には特別区を含む。

府 共 第 3 7 3 号  
平成 2 6 年 5 月 3 0 日

各 都 道 府 県 知 事 殿  
各 政 令 指 定 都 市 市 長 殿

内閣府男女共同参画局長  
佐村 知子（公印省略）

男女共同参画会議決定を踏まえた地域における取組の推進について（依頼）

平素より、男女共同参画社会づくりに向けた施策の推進に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

平成 26 年 4 月 25 日に開催した第 43 回男女共同参画会議において、別紙「男女共同参画会議専門調査会報告等を踏まえた今後の取組事項について」が決定されました。

つきましては、本決定を踏まえ、各地方公共団体においても、下記について、積極的な取組を進めていただくようお願いいたします。

なお、都道府県においては、管内市区町村に対して、本件について周知いただくようお願いいたします。

## 記

### 1 地域経済の活性化に向けた女性の活躍促進について

平成 26 年 4 月の男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会「地域経済の活性化に向けた女性の活躍促進について～多様な主体による女性活躍のための支援ネットワークの構築を～」を踏まえ、都道府県及び市区町村において、以下の取組をお願いしたい。

#### 【都道府県】

- ・ 国、地方公共団体、男女共同参画センター、地域経済団体、農林水産団体、地域金融機関等の多様な主体による女性活躍のための支援ネットワークの構築を推進すること

- ・ 仕事と子育て等との両立支援にとどまらず、企業等における役員・管理職への女性の登用や、6次産業化を含む女性による起業・創業を支援する取組を充実すること
- ・ すべての都道府県において職員の管理職等への女性の登用に係る目標の設定等を行うとともに、情報を開示すること

#### 【市区町村】

- ・ すべての市区町村において男女共同参画計画の策定等による関係者の合意形成を図り、女性の活躍促進に向けた気運醸成を行うこと

## 2 防災・復興における男女共同参画の推進について

平成 26 年 2 月の男女共同参画会議監視専門調査会「防災・復興における男女共同参画の推進に関する政府の施策の取組状況についての意見」を踏まえ、以下の取組を推進していただきたい。

- ・ 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大の一層の推進（都道府県防災会議の女性委員の割合は少なくとも 30%、女性のいない市区町村防災会議の数はゼロ、女性のいない消防団の数はゼロを目指す）
- ・ 東日本大震災からの復興に係る各種事業において、男女共同参画の視点が明らかになるよう、女性が活躍している事例等の積極的な情報発信及び復興に係る政策・方針決定過程への女性の参画拡大の一層の推進

## 3 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組

平成 26 年 4 月の男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会「女性に対する暴力を根絶するための課題と対策 配偶者からの暴力の防止等に関する対策の実施状況のフォローアップ」を踏まえ、以下の取組を推進していただきたい。

- ・ 関係機関の連携や市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置促進により、被害者支援に係るワンストップ・サービスを推進

別紙 男女共同参画会議専門調査会報告等を踏まえた今後の取組事項について（平成 26 年 4 月 25 日男女共同参画会議決定）

## 男女共同参画会議専門調査会報告等を踏まえた今後の取組事項について

平成 26 年 4 月 25 日  
男女共同参画会議

### 1. 基本問題・影響調査専門調査会

基本問題・影響調査専門調査会の取りまとめ等を踏まえ、男女共同参画会議として政府に求める取組を以下のとおりとする。

- ・ 女性の活躍推進に向けた全国的なムーブメントを作り、地域に根差した取組を促進
- ・ 都道府県に対して、以下について要請
  - 国、地方公共団体、男女共同参画センター、地域経済団体、農林水産団体、地域金融機関等の多様な主体による女性活躍のための支援ネットワークの構築を推進すること
  - 仕事と子育て等との両立支援にとどまらず、企業等における役員・管理職への女性の登用や、6次産業化を含む女性による起業・創業を支援する取組を充実すること
  - すべての都道府県において職員の管理職等への女性の登用に係る目標の設定等を行うとともに、情報を開示すること
- ・ 市区町村に対して、すべての市区町村において男女共同参画計画の策定等による関係者の合意形成を図り、女性の活躍促進に向けた気運醸成を行うよう要請

### 2. 監視専門調査会

監視専門調査会の取りまとめ等を踏まえ、男女共同参画会議として政府に求める取組を以下のとおりとする。

- ・ 女子差別撤廃委員会の最終見解への対応について、監視専門調査会の意見を踏まえた更なる取組の推進
- ・ 女子差別撤廃委員会に対する次期定期報告について、監視専門調査会の意見に留意した報告書の作成
- ・ 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大の一層の推進(都道府県防災会議の女性委員の割合は少なくとも30%、



女性のいない市区町村防災会議の数はゼロ、女性のいない消防団の数はゼロを目指す)

- ・ 東日本大震災からの復興に係る各種事業において、男女共同参画の視点が明らかになるよう、女性が活躍している事例等の積極的な情報発信及び復興に係る政策・方針決定過程への女性の参画拡大の一層の推進
- ・ 第3回国連防災世界会議において、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る我が国の経験を国際社会と共有

### **3. 女性に対する暴力に関する専門調査会**

女性に対する暴力に関する専門調査会の取りまとめ等を踏まえ、男女共同参画会議として政府に求める取組を以下のとおりとする。

- ・ 配偶者暴力防止法の改正も踏まえ、「生活の本拠を共にする交際をする関係」の解釈運用に関する啓発や広報、保護命令手続について周知
- ・ 交際相手からの暴力に係る相談窓口の利用の周知を実施するとともに、改正法施行後の実態を把握
- ・ 配偶者からの暴力被害者の安全性を確保する観点から、関係機関において被害者に関する情報の共有や相談員等に対する研修を充実
- ・ 加害者更生の取組を一層推進
- ・ ストーカー事案への対応について、法改正の内容も含めて、職務関係者へ周知及び研修を実施
- ・ 新たな生活困窮者支援制度を始め関連する取組と連携した被害者の保護・自立支援の取組を推進
- ・ 関係機関の連携や市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置促進により、被害者支援に係るワンストップ・サービスを推進